

平成 11 年 5 月 22 日

預金保険機構

理事長 松田 昇

株式会社幸福銀行金融整理管財人への就任について

本日、当機構は、金融再生委員会が本日付で、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 8 条による管理を命ずる処分を発した、株式会社幸福銀行の金融整理管財人に、公認会計士の海原 且（うなばら のぼる）氏、弁護士の栗原 良扶（くりはら よしお）氏とともに選任された。

これを踏まえ、当機構としては、幸福銀行の円滑な管理を行うため、金融整理管財人の業務を遂行するものとして、当面、約 30 名の実務に精通したスタッフを派遣することとした。

当機構としては、他の管財人と協力し、これまでの破綻処理ノウハウの蓄積を踏まえて、再生法の趣旨に則った被管理金融機関の適切な業務運営に努めてまいりたい。

なお、幸福銀行の預金等の負債は全額保護されており、善意かつ健全な借手への融資も継続する方針であり、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成11年5月22日
日 本 銀 行

総 裁 談 話

1. 本日、幸福銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。
2. 今後、幸福銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。
3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、幸福銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。
4. 以上の措置を通じて、幸福銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インターバンク取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

以 上